

平成21年第1回

上越地域水道用水供給企業団議会定例会

会 議 録

平成21年2月25日

上越地域水道用水供給企業団議会

平成21年第1回 上越地域水道用水供給企業団議会定例会会議録

平成21年2月25日(水) 午後3時30分開会
上越市役所5階 第1委員会室

出席議員

1番	中川 幹太	2番	草間 敏幸
3番	小関 信夫	4番	塚田 隆敏
5番	山岸 行則	6番	林 辰雄
7番	樋口 良子	9番	水野 文雄

説明のため出席した者

企業長	木浦 正幸	事務局長	斉藤 重昭
水づくり 配水課長	永春 勲		

職務のため出席した事務局職員

総務課 副課長	市橋 保	水づくり配水課 副課長	竹内 和幸
総務係長	竹田 和明	企画係長	渡邊 悟
主任	森口 透		

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第1号 平成21年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計予算
議案第2号 平成20年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計補正
予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 第1 諸般の報告
- 第2 議席の指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 議案第1号 平成21年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計予算
議案第2号 平成20年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計補正
予算(第2号)

事務局からの報告

齊藤重昭事務局長 それでは会議に先立ちまして、事務局からご報告申し上げます。
昨年9月18日付で吉住安夫議員が辞職され、新たに妙高市議会より、作林一郎議員が選出されたところですが、本日欠席届が提出されておりますことを報告いたします。

議 事

山岸行則議長 各位にはご多忙のところ、本定例会にご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、平成21年第1回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

山岸行則議長 日程第1、諸般の報告をいたします。

議員の異動について報告いたします。平成20年9月18日付で吉住安夫議員より辞職願が提出され、9月22日付でこれを許可いたしました。また、後任として妙高市議会において、9月25日付で、作林一郎議員が選出された旨通知がありました。

たので、報告いたします。

日程第2 議席の指定

山岸行則議長 日程第2、議席の指定を行います。

このたび就任されました作林一郎議員の議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において、8番に指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

山岸行則議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において草間敏幸議員及び林辰雄議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

山岸行則議長 日程第4、会期の決定を議題とします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第5 議案第1号及び第2号

山岸行則議長 日程第5、議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

木浦正幸企業長 議長。

山岸行則議長 木浦正幸企業長。

木浦正幸企業長 本日ここに、平成21年第1回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を招集し、提案いたしました新年度予算をはじめとする諸案件につきまして、ご審議いただくにあたり、予算編成の基本的な考え方について申し上げ、議員各位のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

近年の水道事情は、水需要の低迷、ベテラン職員の大量退職、老朽施設の大量更新、地震対策など様々な問題が迫ってきております。

清浄、豊富、低廉が日本の水道づくりの理念ではありますが、グルメ、健康、環

境志向など、今日的なニーズを水道事業者がどう捉えるべきか、また、世界的な地球温暖化や水不足が懸念される中で、将来にわたり持続可能な水道を構築するため今後どう取り組むべきかが課題となります。

当企業団といたしましても、地震などの自然災害や水質基準への対応、水道技術の継承などの課題と並び、今後、水道施設の多くが更新時期を迎えることから耐震化も含め取り組んでまいります。そして、将来にわたり安全でおいしい水を安定的に供給していくため、経営の健全化について企業団一丸となって、最大の努力を図ってまいりたいと考えております。

さて、予算編成上の基本的な考え方ではありますが、「安全でおいしい水」、「安定した給水」、「危機管理」を大きな柱として編成いたしました。

まず、将来にわたり、安全な水道水を給水するために、水源保全かん養活動を推進してまいります。正善寺、柿崎川両ダム集水区域の森林整備に引き続き取り組むほか、合併処理浄化槽の設置、地元住民との連携強化、ボランティアの確保・育成など着実に進めてまいります。

また、臭気物質等の除去に備えるため、第1浄水場において活性炭注入設備を導入し、水質の向上に万全を期してまいるとともに、水処理に重要であるろ過設備を更新し、より安定した水づくりを図ります。

次に、危機管理ではありますが、平成19年7月の中越沖地震での初動体制や復旧対応に係る経験や教訓を踏まえ、復旧資材の備蓄を行い、災害時における早期の復旧体制を整備してまいります。

また、第1浄水場水力発電設備の導入につきましては、本年2月に工事を完了し、平成21年度からの発電開始となりますが、経費の節減はもとより、環境負荷の軽減につなげてまいります。

経営に関して申し上げますと、最小の経費で最大の効果を上げるべく、水づくりや配水における効率的運用に徹するとともに、日頃の施設の維持管理を一層強化し、設備投資の計画的運用に努めるなど、安全で良質な水の安定給水を確保してまいります。

それでは、提案いたしました案件についてご説明いたします。

議案第1号は、平成21年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計予算であります。

最初に、経営活動に係る収益的収支についてであります。

収入であります水道事業収益は、前年度当初予算に比べ1,732万円、括弧以下万円未満省略、1.0%減の総額16億5,949万円といたしました。

内訳であります。営業収益は給水量を1,539万 m^3 とし、16億1,356万円を予定し、営業外収益では、森林整備に係る「流域育成林整備事業」補助金や企業債利息の一部に充てる構成市からの補助金のほか、第1浄水場水力発電設備導入啓発に

係る補助金や雑収益を合わせ 4,592 万円を計上いたしました。

支出であります水道事業費用は、前年度当初予算に比べ 1 億 267 万円、6.9%減の総額 13 億 7,896 万円といたしました。

内訳といたしまして、営業費用では、正善寺、柿崎川両ダムの維持管理及び水源保全かん養活動に係る原水費、水づくり・配水に係る浄配水費、減価償却費及び一般管理費等で対前年度比 5.8%減の 11 億 5,921 万円といたしました。

営業外費用であります、平成 19 年度及び 20 年度に行った企業債の繰上償還等による利息の負担軽減等により、支払利息及び消費税を合わせ前年度当初比 12.5%減の 2 億 1,864 万円といたしました。

以上の結果、2 億 6,132 万円の純利益を予定するものであります。

次に、資本的収支についてであります。

まず支出であります、前年度当初予算に比べ 4 億 2,913 万円、25.9%減の総額 12 億 2,775 万円といたしました。

内訳について申し上げますと、建設改良費では、平成 19 年度から 3 カ年計画で進めております第 1 浄水場計装・監視制御設備の更新をはじめ、ろ過設備の更新などに 3 億 9,976 万円を投入いたします。

企業債償還金は、繰上償還を行ったことから前年度当初予算に比べ 23.6%減の 8 億 2,299 万円であります。

これら支出の財源として、構成市からの出資金 2 億 9,546 万円等を充て、不足する 9 億 3,227 万円は損益勘定留保資金及び当年度消費税資本的収支調整額で補てんすることといたしました。

また、たな卸資産購入限度額は、災害用備蓄資機材を購入するための限度額 1,255 万円を設定するものであります。

なお、今回の予算編成で 2 億 6,132 万円の純利益を計上することにより、懸案でありました累積欠損金が解消される見通しとなります。よって、今後生ずる純利益につきましては、後年度にやってくる導送水管入替等の建設改良工事等に充てるべき資金を積み立てたいと考えております。

今後も、公営企業の原則であります負担の公平、経営の安定を図って、水道事業の健全な運営に寄与するよう努力いたします。

議案第 2 号は、平成 20 年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計補正予算であります。

まず、収益的支出では、水道事業費用総額から 3,711 万円を減額し、当初予算に比べ 4.1%減の総額 14 億 2,105 万円といたしました。

内訳であります、植物プランクトンの異常発生による臭気防止対策として、粉末活性炭の注入を予定していましたが、臭気の発生がなく、不要となったため営業費用の浄配水費の薬品費で 2,915 万円を減額し、営業外費用において関連する消費

税 138 万円を増額するものであります。

また、企業債の借換実施に伴い、当初見込みの借換利率が下がったため営業外費用の支払利息で 934 万円を減額するとともに、資本的収支において企業債償還金 405 万円を増額し、資本的支出で当初予算に比べ 0.2%増の総額 16 億 6,082 万円といたしました。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重ご審議のうえ速やかにご賛同くださるようお願い申し上げます。

なお、各議案につきましては、引き続き事務局に詳細を説明させますので、よろしくお願いたします。

山岸行則議長 齊藤事務局長

齊藤重昭事務局長 事務局長の齊藤でございます。

それでは私の方から、お手元に配付させていただきました、21 年度予算及び補正予算の資料に基づいて説明をさせていただきます。最初に21年度予算であります。お手元の青い表紙の、予算書及び予算に関する説明書をご覧いただきたいと思ます。

これは公営企業法の施行規則にのっとり作成したものでございますが、消費税も含まれ実際の収支が見えにくい部分もあろうかと思ますので、用意いたしました説明資料を中心に説明させていただきたいと思ますのでよろしくお願申し上げます。なお、企業長の提案理由と重なる部分もございすが、ご理解いただきたいと思ます。

議案第 1 号は、平成21年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計予算であります。黄色の表紙21年度説明資料の 1 ページを開いていただきたいと思ます。青い表紙の先ほどの21年度予算に関する説明書は 2 ページからになります。

資料の 1 ページは、予算全体の枠組みを見ていただくため、収益的収支及び資本的収支それぞれの構成を表わしたものでございすが、左側の収益的収支は、水づくりや配水など営業活動に必要な収益と費用であります。収益は、料金収入による営業収益が97.2%と大部分を占めており、費用では、原水費、浄配水費及び減価償却費等の営業費用が84.1%を占め、残りは企業債償還利息と消費税等の営業外費用などであります。

続きまして、右側の資本的収支であります。浄水設備と送水設備の更新や改良など投資的経費を計上するものでありますが、ダムや浄水場建設等に係る企業債償還金が67.0%を占めております。企業債償還金の補てん財源は出資金でありますことから、収支の不足分は内部留保資金等で補てんいたします。

資料の 2 ページをお開きください。予算の内容についてご説明申し上げたいと思

います。予算に関する青い表紙の説明書の7ページ以降も合わせてご覧いただければと思います。

最初に収益的収支であります。資料の左上になりますが、収支では、2億6,132万2千円の純利益を見込みました。

水道事業費用は、前年度比93.1%の13億7,896万7千円であります。対する収益は、前年度比99.0%の16億5,949万3千円を見込みました。それぞれの内訳はまた後ほどご説明いたします。

次に、表とグラフでここ5年間の収支の状況及び利益と欠損金の推移を示してあります。欠損金は毎年度の純利益分で解消することと定められております。経営上の課題でありました昭和60年からの欠損金は営業以来ようやく解消する見込みであります。

それでは、予算の内訳についてご説明申し上げます。

まず、下の営業費用では、原水費が前年度比75.8%の4,192万円となっておりますが、これは、平成19年度から本格的な取り組みをはじめました、ダム水源保全かん養に係る費用や、正善寺・柿崎川両ダムに係る県との共同管理費の負担金1,480万円、森林整備等に1,626万円、合併処理浄化槽設置に係る補助金234万円などがあります。これらは、また後程資料で説明させていただきます。

次に、右のページになりますが、水づくりや配水に係る浄配水費であります。

修繕費では、第1浄水場水沈殿池の掻寄機及び表洗・送水ポンプの点検整備など浄水施設関連で1,976万1千円を、送水施設関連では、第2次水管橋補修5カ年計画の3年目としまして、米山寺・出合水管橋、大出口川2号水管橋などを8,770万7千円で整備いたします。

ここに記載しておりませんが、21年度修繕費にて対応を予定しておりました一部を緊急経済対策として、20年度既決予算の範囲内で修繕関係を対象に前倒し発注しております。また、併せて緊急雇用安定対策といたしまして施設の点検、巡視等の補助員として技術職員を3月31日まで雇用する予定であります。この他、水づくりに必要な水処理薬品費に前年度比90.0%の5,664万7千円、供給に必要な動力費に前年度比109.4%の6,490万4千円を投じるなど、安定した水の供給に万全を期してまいります。

真ん中少し上の総係費は、人件費など一般管理費が主なものであります。職員構成が変わったことなどから減額いたしました。

次の減価償却費は、資産の耐用年数に応じ、毎年現金支出の伴わない経費として留保し、資産の再取得に備えるためのものであります。

資産減耗費であります。建設改良や更新により撤去される資産の内、まだ減価償却費として費用化されていない台帳価格を計上するものであります。

営業外費用の支払利息は、前年度比81.2%の1億8,169万円に減少しております。

これは、19、20 年度に繰上げ償還を実施したことが主な理由であります。

次に、下の水道事業収益であります。営業収益は、給水量を1,539 万 6 千³と予定し、16 億1,356 万 6 千円を計上いたしました。

営業外収益は、補助金として、企業債償還利息に係る関係 2 市からの繰入金に、小水力発電に係る「地域新エネルギー等導入促進啓発事業」の補助金、それに森林整備に係る補助金であります。この他は、原子力立地給付金や脱水ケーキ売却代金などの雑収益であります。

続きまして、資料の 3 ページをお願いします。資本的収支であります。予算に関する説明書では、9 ページになります。

資料の左の上にありますように、収支では、9 億3,227 万 8 千円のマイナスとなりますが、これは全額、内部留保資金等で補てんいたします。

まず、支出であります。建設改良費が前年度に比べ69.6%となっております。これは、後ほど、別の資料にも出てまいりますが、計装監視制御設備更新工事が装置の製作も大詰めとなるためであります。

また、企業債償還金が前年度に比べ76.4%となっておりますが、19・20 年度に企業債繰上償還を実施したためであります。

次に、資本的収入であります。前年度比53.0%を見込みます。これも19・20 年度に借換償還を実施したためであります。

出資金は前年度比112.0%の 2 億9,546 万 6 千円となります。これは企業債の償還方法を元利均等償還としていることから、経年により増加するものであります。繰上げ償還などを行ったことから上越市、妙高市の企業債に係る負担が全体では減少となるものであります。

真ん中のグラフは、内部留保資金の推移であります。

21 年度には留保資金が 4 億 5 千万円にまで減少しますが、21 年度以降新規に稼働する水力発電や制御監視装置の完成などにより増加に転じてまいります。今後も企業債残高の圧縮を図るため、繰上償還も視野に入れながら資金の有効活用を図っていきたく思っております。

次の表は、ここ 5 カ年の資本的収支の状況であります。平成19年度までは収支のマイナス幅が増加しておりますが、これは19・20 年度に企業債償還がピークを迎えるためでありまして、平成20年度以降は徐々に減少してまいります。

右の欄は、支出の内容であります。建設改良費の主なものは資料を用意してありますのでそちらでご説明申し上げたいと思います。中ほどより下のグラフですが、棒グラフは、企業債の償還状況であります。ご覧のとおり、利息分は年々減少するとともに、先ほど説明申し上げましたように、元金も平成21 年度から減少してまいります。このように年々減少していくのは、第1 浄水場関連の初期投資で借り入れた企業債の償還が20 年度にピークを迎え、以後、順次償還が完了するものが出

てくるためであります。

参考までに起債残高を申し上げますと、発行総額213億9,740万円に対し、平成21年度末で約60億2,566万円となり、10年後の平成31年度には約18億4,985万円まで圧縮できる見通しであります。

たな卸資産の購入限度額は、災害・緊急時の復旧資材の備蓄に充てるものであります。

以上、予算の内容についてご説明させていただきましたが、資料の4ページをご覧ください。20年度の補正予算後の決算見込みを含む今後の収支見通しであります。なお、この表は実質的な収支を見ていただくため、消費税を除いたものでありますので、予算に関する説明書とは数値が異なります。

今回お示しいたしますのは、今後の施設更新長期計画を反映させたものであります。従来を表と様式が異なっております。上・中・下とおおむね3段に分けて、特に建設改良資金の残高を見ていただくため分類しております。上段は「収益的収支」、中段が「資本的収支」であります。また下段は留保資金・建設改良積立金など「残高状況」の推移を表わしております。

まず、収益的収支であります。引き続き純利益を確保しながら推移し、累積欠損金は、平成20年度補正後の未処理欠損金で2億3,313万2千円となる見込みであります。昨年8月にもお話ししましたものより1年早く、平成21年度で解消できる見込みであります。この要因は、大きく2つございます。平成19年度に予想しました20、21年度の収益に対しまして、増加額を約7,500万円見込むことができるためであります。

1つ目は、平成20年度減額補正をさせていただきます、カビ臭対策用の薬品費の減と、繰上げ償還を実施しましたことによります支払利息の減を合わせた約3,700万円でございます。

2つ目は、平成21年度予算では、3カ年継続事業で進めております計装監視制御装置等の減価償却費の減、総係費の減、繰上げ償還による支払利息の減などを合わせた約3,800万円が減少するためであります。

現在取り組み中であり「公営企業経営健全化計画」の実施によります経費の節減、効率経営を図ったことなどから平成21年度に解消する見込みであります。地方公営企業法には、事業年度に利益が生じた場合、前年度から繰り越した欠損があるときは、その利益をもってその欠損をうめ、なお残額があるときは、減債積立金等に積み立てなければならないとされており。また、当企業団のように今後施設更新等の建設改良を予定する場合は、建設改良積立金を積み立てて財源を確保することができる旨定められております。欠損が解消する平成21年度以降、減債積立金及び建設改良積立金を積立て、今後の更新改良計画に備えてまいります。

次に、企業団の経営財政計画及び施設更新計画につきまして、その基本方針を説

明させていただきます。

まず、収益の大部分を占めます給水料金ですが、算定、設定の方法としまして、向こう3カ年の原価を組み入れ1 m³当たりの料金単価を計算するものであります。企業団の施設は昭和54年度から国及び構成団体の補助を受け施設を整備してまいりました。財源の3分の1は企業債で賄い、その額を次期施設更新のための減価償却費として毎年計上しております。平成20年3月に「日本水道協会」でまとめた「水道料金算定要領」によりますと、多くの事業者が直面しております課題それは施設更新期を迎え資金不足から更新費用の捻出ができない実態であります。特に当企業団も含め補助制度を受け創設事業を実施した事業者は、「みなし償却」という取扱を実施しております。これは、結果的には施設の取得価格の3分の1しか減価償却ができなかったことが、次の更新のための資金不足という現状に悩まされる大きな理由であります。全国の団体が直面しておりますこのような実態を踏まえ指導されたものと受け止めております。

前回、3年前の原価計算は、平成18年度以降3カ年分を試算して料金を改定せず据え置く対応をとっております。給水料金・原価について計算しましたのでお知らせいたします。

算定要領に基づき平成21年度から3カ年間の給水料金の原価計算、施設の再構築費や企業債償還等を含めた計算を実施しましたところ、現行より約60%、1 m³当たり50円アップの結果となりました。しかし、大原則であります、負担の公平化や、現行の社会・経済状況を勘案しますと、向こう3カ年は従前どおりの給水料金に据え置くこととしたいと考えております。

次に、施設更新計画ですが、第1に法令に基づく耐用年数に合わせ更新する場合、2つ目は財政状況を勘案し進捗を計画するもの、3つ目は修繕・故障の頻度等の状態から優先順位を決定する方法などが考えられます。特に、過去に全国で発生しました施設の事故事例や、新年早々に報道されました導水管事故事例も参考にしながら反映させております。今回策定いたしました計画は、更新計画と財政状況を擦り合わせながら最終的なものにまとめております。

ここで資料の5ページをご覧ください。施設更新計画であります。

上段は浄水場などの浄水設備、下段は送水管、ポンプ場などの送水設備であります。耐用年数及び老朽度合などを基に計画を策定しております。平成34年頃から創設時に布設しました導水管、送水管の改良に入る予定であります。

資料の4ページに戻っていただきます。表の右下に と記載しております。

まず、 の場合ですが、耐用年数で更新を進めた場合、留保資金・建設改良資金に不足を生じてしまいます。結果的には無理な計画で執行は不可能であることから、一部については耐用年数を超え平準化させることで平成40年度までは可能となります。これは になります。しかし、 の部分ではありますが、平成41年度から50

年度ではやはり資金不足になりますので、事前に何らかの計画や財政の見直しが必要と考えております。

資本的収支では、先程ご説明申し上げたとおり、自己資金による繰上げ償還と、計装・監視制御設備更新による建設改良費の増加などにより、内部留保資金は減少してまいりますが、ご覧のとおり、平成22年度以降増加に転じる見通しであります。5ページに平成50年までの施設更新計画をお示ししておりますので併せてご覧いただければよりご理解をいただけることと思います。

次に資料の6ページをお開きください。ダム水源保全かん養活動の概要であります。左下の写真は、昨年11月28日に、議員の皆さんから視察をしていただきました、柿崎川ダムの森林整備地であります。ダム湖面や米山が見通せるようになり林床にも光が射すようになってきております。これら活動は、将来を見据えた水源の保全とかん養という目的に加え、多くの市民の皆さんに森林整備の大切さを知っていただくための啓発という趣旨もあります。

右下にあります写真は、環境フェアにおいて市民の皆さまから苗木の里親として管理をいただき、また植樹に参加いただいた活動の様子であります。家族そろって参加され、水道水源の現状も改めて観察をしていただいたところであります。

森林を活性化するためには多くの自然生物の活動が大変重要になっております。特にキノコはそんな象徴でもあり一つの改善度の目安であります。そのほか、最近見かけなかった希少な植物も見られるようになったとの情報も届いております。内閣府が20年8月にまとめました「水に関する世論調査」によりますと、水とかわる豊かな暮らしとはどのようなものを思うかの問いに、安心して水が飲める暮らしが最も高く、水辺の環境をどうしていくべきかについて、具体的な行動で水源地域の美化活動などをあげた割合が最も高い結果がまとめられております。さらに、地球温暖化による渇水対策として、「ダム上流などの森林を保全、整備を行い水源の機能を維持、向上する」をあげた人も多い結果がまとめられております。

真ん中の合併処理浄化槽の設置につきましては、新たに調査をしましたところ、1世帯が新たに居住されることになったことと、別荘を利用するなど当初対象42世帯と把握しておりましたが、2世帯増えた44世帯が対象となります。これまでの3年間に38世帯約86%で導入していただきましたが、今後も地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら全世帯への導入を目指していきたいと思っております。残る6世帯の皆様のご理解をいただけるよう鋭意努めてまいります。

また、真ん中「啓発」にありますように森林整備やダム周辺の不法投棄の防止には地元の皆様のご協力が不可欠でありますので、日頃からコミュニケーションを執るため地元の行事にもできる限り参加していきたいと思っております。森林整備によりこれまで見かけなかった古道の発見もあり地域の皆さんから喜ばれており、大切にされていくことと思います。

また、ダム周辺の不法投棄物対策では、これまでも水源地の地元の皆さんからご協力をいただいておりますタスキかけ、看板の設置によりゴミの不法投棄の防止を呼びかけていただいております。また投棄防止ネットを拡大しましたことによりゴミの投棄量が前年に比べ3分の1に減少しました実績を確認しております。捨てにくい環境づくりを地域の皆さんと共に取り組んでまいりたいと考えております。

それから啓発の一環として大変好評をいただいております自然観察会は、小学校4年生を中心に年間約50団体、2千人の参加が見込まれることから、環境教育の一環とも位置付け、引き続き、引率する学校の先生方にも事前研修会に参加いただくなど、一層内容を充実したものにしていきたいと考えております。下段、中ほどにあります写真は、自然観察会で湧水にいる生物を探しているところです。きれいな水の中にしか住めない虫を探して、水質の良さを見て、触って、実感していました。

また、我々が採り入れた維持管理のいらない植樹方式、右下の写真になりますが、生態学的混播・混植法により自然林の再生による水源のかん養、水質の向上はもとより地球温暖化防止に努めてまいります。

企業団の地球温暖化防止実行計画では、森林整備・植樹などにより温室効果ガス、二酸化炭素を年間約110二酸化炭素トンの吸収を目指しております。

同じく実行計画に位置付けてあります小水力発電所ですが、20年度設置し、4月の運転開始に向け調整をしております。第1浄水場で自家消費する電力は6,600ボルトの高電圧環境における安全作業の実行、また、水処理及び給水に影響を与えないため作業停電を短時間に済ませることを最優先しましたところ、接続装置・機器等の追加・変更等が生じることから、予算の範囲内での対応をさせていただきたいと思っております。安全が最優先と考えておりますのでご理解をお願いいたします。

小水力発電所の竣工式は3月10日に行いますが、環境学習の先進中学校であります名立中学の生徒から地域新エネルギー・小水力発電所への期待や希望をメッセージとして発表していただく予定であります。

また、経済産業省から啓発事業として補助採択されました講演会は、国庫100%の事業であります。これは、10月14日、15日の2日間にわたり、上越文化会館におきまして企業団が主催で市内の中学3年生を対象に理科の授業としてエネルギー講演会を開催いたします。現在16校、約1,700名の参加を予定しております。3年生は進学時期として貴重な時間であることを踏まえ、地球温暖化とエネルギー、地域ならではの取り組みを将来に活かしていただきたいと考えております。前学習、後学習、合わせて3時間の単位に位置付けるため内容の充実を図っていききたいと考えております。また最新のデジタルコンテンツを駆使して製作することから、今回のみならず、環境エネルギー教育として幅広く、末長く指導手引としまして引き継いでいきたいと考えております。

地域とのコミュニケーション計画作成ですが、森林がきれいに整備されたことからいろんな提案が地元の方から出されております。それら内容について水源地域の活動として効果の認められるものから取捨選択していきながらまとめていきたいと考えております。

次に資料の7ページをお願いします。ダム水源林森林整備事業であります。既に着手しておりますが、20年度を含む向こう5年間の計画を着実に実施してまいりたいと考えております。左の真ん中の表をご覧ください。赤く囲った部分、21年度も引き続き国・県の補助を予定しておりますが、「流域育成林整備事業」にメニュー変更されたものであります。補助内容などは全く同じものですが、企業団の計画は、現況に合った整備計画と認められることからであります。

事業費と補助金をご覧のとおりであります。また、この整備とは別に、右の図面に示しましたとおり、植樹も今後、続けて行く予定であります。また、市の林業担当課とも連携を図りながら推進していきたいと考えております。

資料の8ページをお願いいたします。柿崎川ダム流入水現況調査であります。窒素とリンの値が高いということで、18年度から調査を行ってまいりましたが、20年度調査結果が出てまいりましたので、ご報告申し上げたいと思います。

20年度は、発生要因を中心に調査をしました。流域の表層土壌の傾斜、植生などや大気中の粉じんやガス状のものから受ける影響について調査を実施しました。結論から申し上げますと、環境基本法で望ましいとされる窒素1リットル中0.2mg以下・リン同じく0.01mg以下の数値を上回っている状況は変わっておりません。19年度の調査では、いずれも自然特性により窒素、リンの濃度が高い可能性があることがわかりました。

20年度は特に水質、乾性降水物及び土壌の調査を行いました。

降水量が多い時期、急傾斜流域ほど窒素、リン濃度が高い傾向が現れております。雨水が植物の表面を流れることで植物に付着した粉じんなどが溶出し濃度が高くなっております。また、急傾斜地では植物による吸収が劣ることが予想されました。以上の結果からまとめとしまして、自然由来のものであることが確認されました。図の4を見ていただきますと、全国のダム湖に比べ窒素は約半分、リンは同程度であります。一般的に湛水後5年程度で安定するといわれています。柿崎川ダムの水質は現在の状態であれば、上水道には勿論、動植物にも大きな影響を与えることはないだろうと言っているかと思えます。

しかしながら、今後もこのままの状態が続くとは言い切れませんし、悪化していく可能性も想定しておかねばなりませんので21年度以降も慎重に水質調査を続け、対応が後手にならないよう十分な注意を払っていきたいと思っております。

次に資料の9ページ送水施設修善についてであります。

管内には大小合わせて40の水管橋があります。第2次5カ年計画の3年目で、21

年度は三つの橋を修繕いたします。資料に掲載した柿崎川に架かる米山寺・出合水管橋は、築造後12年が経過しておりますが、水管橋外面の腐食が進行していることから修繕工事を行うとともに耐震補強を施すものでございます。

資料の10ページをお願いいたします。第1浄水場の計装・監視制御設備更新工事は、平成19年度より3カ年で進めている事業であります。完成後は、浄配水施設や場外施設など基幹施設の監視機能が一層強化されるものと期待しているところであります。予定どおり平成21年度に完成する見込みであります。

資料の11ページをお願いいたします。水処理の主要施設であります、ろ過設備更新工事は、腐食性ガスが漂う環境にあり、これまでも部分補修で機能をつないできましたが、耐食性の部材・機器に更新するものであります。21年度から2カ年で更新し、水質の安全性を高めていくものであります。

資料の12ページをお願いいたします。薬品注入設備更新工事です。水処理剤は3種類あり、注入ポイントは3カ所になります。微妙な濁り、色などを取り除く凝集剤のPAC、補助剤である苛性ソーダと、塩素消毒のための次亜塩素酸ナトリウムがあります。いずれの薬品も腐食性が強いものであります。耐用年数を超え全体的に老朽化している薬品注入設備を21年度から4カ年で更新するものであります。21年度は移送ポンプ、配管などを取り換える予定であります。

薬品の漏えい事故の防止、保管管理、適正な注入量管理の徹底に努めていくものであります。

資料の13ページをお願いいたします。災害用備蓄資機材の整備計画であります。中越沖地震の教訓から、災害及び緊急時に、迅速な対応がとれるよう、必要な資機材を3カ年計画でストックするものであります。総額で4,278万5千円になります。

資料の14ページをお願いいたします。平成19年度柿崎川ダムを水源とする第2浄水場で発生しましたカビ臭につきましてその原因と今後の対策、対応につきまして説明させていただきます。

まず、カビ臭を発生させる原因物質ですが、植物プランクトンの体内に含まれる物質が水中に放出される量が多いと発生します。原因としまして富栄養化が考えられます。右の図の1は、ポーレンワイダーモデル予測手法で面積当たりの全リン負荷とダム湖の水が入れ替わる回転率等で「毎年カビ臭が発生する領域」、「発生しない領域」、「年により発生する領域」に分類したものであります。赤丸が柿崎川ダムの15年度以降の経年変化であります。緑色は正善寺ダムを示しております。そもそも、カビ臭の感じ方にはかなりの差がみられます。水質検査の結果、カビ臭物質が検出されても、濃度が高くなければ感じません。臭気対策は講じる必要がないこととなります。

ここで数字の訂正がございます。右の図の1の中の右下の表「柿崎川ダムの全リン負荷量とH」の表中で平成19年の全リン負荷の数値が7.64となっておりますが

1.85の誤りであります。お詫びして訂正させていただきます。

それでは、左側の3.の水源状況をご覧ください。水質調査の結果、ほとんどが「カビ臭が発生しない領域」若しくはその近傍にあります。平成20年度は、9月の11日、22日の2回臭気物質が検出されておりましたが、臭気は出ておりません。平成19年度のように一部に臭気が感じられた場合でも、現データから植物プランクトンを増殖させる原因、因果関係を特定することができないのが現状であります。引き続き調査をしていきたいと考えております。

次に、4のカビ臭の臭気対策ですが、流域につきましては、平成18年度から着手しております、合併処理浄化槽の整備や流域における森林整備などが有効な手段と考えられております。

ダム対策では、19年度も対応しました取水深の変更による、カビ臭物質の濃度の高くない所からの取水が有効であります。ダム対策の他の対応につきましては費用対効果について不明な点があり更なる調査・検討が必要になります。

浄水場対策ではオゾン処理もありますが、これも費用対効果が明確ではないため追加検討が必要になります。

恒久対策を講じるためには今回の調査のみでは結論づけることは、なかなかむずかしいことと思います。いずれにしましても、平成19年度に発生しましたカビ臭濃度であれば、操作性、コスト、確実性などから、浄水場での粉末活性炭対応が適当と思われます。今後、富栄養化の可能性があるので水質監視を継続していきたいと考えております。

右下は、柿崎川ダム第2浄水場に設置しました粉末活性炭を注入する装置であります。平成21年度は正善寺ダムを水源にする第1浄水場に設置する予定であります。カビ臭はもとより水質異常時に水質の改善・向上を図るために有効であると考えられます。21年度会計予算は以上であります。

続いて、議案第2号、平成20年度 上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計補正予算であります。青い表紙の右の上の方に別冊2と書いておりますのを開きいただきたいと思っております。この5ページをお願いします。補正の主な内容は、脱臭対策として計上しておりました粉末活性炭が不要になったことと、企業債の繰上げ償還の利率が当初予定より低くなったため元金と利息を変更するものであります。

収益的支出の浄配水費、薬品費を2,915万5千円減額、消費税、消費税及び地方消費税を138万8千円増額し、支払利息、企業債利息を934万5千円減額し、合わせて3,711万2千円を減額補正するものであります。

資本的支出の企業債償還金これは元金分、405万4千円を増額補正するものでございます。不足額は損益勘定留保資金で補てんするものであります。

浄水の臭気対策に係る薬品費ですが、平成19年度は植物プランクトンが異常発生

し、水温が低下した10月に大量に死滅したことから、その体内から出たメチル・イソ・ボルネオールという物質が臭気を発生したため、脱臭対策に粉末活性炭を注入し水質の向上を図ったものであります。しかし、平成20年度は9月11日と22日にダム湖で臭気物質が確認されたのみで、その後の経過観察中には検出されず、12月の検査を最後に粉末活性炭は不要と判断しましたことから所要の措置を講じるものであります。

次に、消費税及び地方消費税ですが、給水料金で仮受ける消費税に対して、支出時に払う仮払い消費税があります。仮受けと仮払いが差引ゼロにならなければなりません。薬品費を減額することから仮払い額が不足するため消費税及び地方消費税を増額するものであります。

企業債の繰上げ償還ですが、20年度9月に約2億4千万円民間資金を利用しまして借換えを実施いたしました。利率の変動が激しい時期であったことから、当初見込んでおりました利率より1%以上低く納まったことから償還額が変わりました。構成市の負担を考慮しますと、これまでどおりに元利均等償還で償還することとなります。元利均等の場合、償還金は利息と元金の組み合わせであり、利息が軽減される分だけ元金分が不足することから今回増額補正をさせていただくものであります。同様に利息分は減額補正とさせていただきます。

最後になりますが、監査委員の報酬につきまして、調査結果がまとまりましたのでご報告させていただきます。企業団の監査委員報酬条例は昭和58年度に定められ二十数年が経過しております。その間報酬額の見直しはされず、現在に至っております。監査業務の重要性を鑑み適正な報酬額に修正、見直しが必要と思われれます。企業団の条例の一部には、構成市であります上越市の条例を準用しているものがあります。監査の対象部門は市全般の監査部門より範囲は狭いものの、同様の業務を実施することから、標準報酬額は「上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づく額が妥当と思われれます。ただし、部門、監査量により調整をしたいと考えております。しかし、施行時期につきましては、しばらく社会・経済状況を見ながら対応を考えていきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

山岸行則議長 はい。ありがとうございます。それではこれから質疑に入りますけれども、質疑は最初に今ほど、後の方で説明がございました議案第2号の平成20年度の補正予算の方から入っていきたいと思います。一括で行います。平成20年度の補正予算について、ご質問がある方お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

山岸行則議長 それでは引き続いて、議案第1号の平成21年度予算について質問等がありましたら、お受けいたします。

6番（林辰雄議員） はい。

山岸行則議長 林議員。

6番（林辰雄議員） はい。私の方から1点だけ、先ほどカビ臭対策の検討ということで、14ページの話があったのですが、その関係で、窒素・リンの——8ページで……。この柿崎川ダム流入水現況調査での、窒素とリンの因果関係についてあるのかどうか。カビの発生とこの窒素・リンの富栄養化の関係があるのか。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長

斉藤重昭事務局長 只今のご質問は、カビ臭の発生と、窒素リンの因果関係があるのかないのかというご質問かと思えます。14ページを見ていただきまして、最後のページになりますけれども、図の1というところに書いてございます。結論から申しますと、リンとの因果関係の傾向が示されております。図の1を見ていただきまして、縦軸に全リン負荷と書いてあります。これは、ダム湖に1年間に入ってくるリンの全体の量を示しております。従いまして、このリンと8ページに示してあります、リンには共通している部分がありまして、少し違うのは、観測地点が違うということでございます。この14ページの図の1につきましては、リンの量に対してこの横軸につきましては、ダム湖がいかに回転するかと水が入れ替わるかといった表になっていて、このリンの部分では同じようにカビ臭と因果関係があるというデータであります。以上です。

6番（林辰雄議員） はい。

山岸行則議長 林議員。

6番（林辰雄議員） そうしますと、このカビ臭対策を検討する上で、元々の現況調査の中で改善していった方が将来的には、こういう対策をしないで済むのではないのでしょうか。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長

斉藤重昭事務局長 只今のご質問は、元のリン、窒素対策をすれば、カビ臭対策は兼ねるのではないかという主旨だと思います。おっしゃるとおりですね。カビ臭対策の対応もそうですし、リン・窒素の対応も私どもとしては、現実的には、浄水場で粉末活性炭注入設備をつけています。それがひとつの対応策となっております。ラップするものでございます。

3番（小関信夫議員） はい。

山岸行則議長 小関議員。

3番（小関信夫議員） 林議員の質問に関係するのですが、この14ページにも書かれているのですが、水源が富栄養化すると書かれているのですが、それはそうなのでしょうが、その対策としては具体的には、今説明されたような内容だけでしょうか。要するに、どこの水源も、富栄養化の問題があって、こういうもろもろの問題が出るのですが、富栄養化をさせないためにはどうすればよいかと、ここに対策が書いてありますが、ひとつは合併浄化槽の整備とか森林適正管理にこういう基本的な問題に私はあると思うのですが、そこら辺の関係とはどうぞ理解して対策を打つのでしょうか。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長

斉藤重昭事務局長 8ページを見ていただきまして、右の下にグラフがありますが、全国の平均と比べますと、窒素はほぼ半分の状態で、リンが全国平均と同程度ということで、全国と比べてもそれほど高いという状況ではないのですが、その対策として私どもは、19年度はカビ臭が出たのですが、カビ臭の原因となるのは植物プランクトンであります。ただ、どのように植物プランクトンが発生するのかというメカニズムは、今ははっきりと分析が出来ていないという状況ではございますが、その指標として、リンを使っているということでありまして、いずれにしましても、全国的に見ても、悪くはない状態なのですが、対策といたしましては、森林整備等の流域対策、それとダム湖自身の対策、浄水場の対策と3種類あるわけでございますが、現

状では、それほど窒素リンが多くないという状況ではございますので、現実的には浄水場で粉末活性炭装置をつけていても大丈夫だというふうに考えております。

山岸行則議長 よろしいでしょうか。

3番（小関信夫議員） はい。

山岸行則議長 小関議員。

3番（小関信夫議員） 理解します。それから最初の、給水量 15,396 千 m^3 が昨年と同じと説明があるし、予算の中にもあるのですがこの経済状況の中で、上越市と妙高市の水道局が予約して購入するから、企業団としては直接関係ないかもしれませんが、こういう状況の中で、例えば、妙高市のことは勉強してないからわからないが、上越市の場合は、法人市民税が7億くらい減る予算を組んであるが、そうなってくると、実際作った水が本当に有効的に活用されるかどうか、そういった企業があるわけですから、全部が全部大量の水を使っているとは思いませんけれども、その辺の関係も含めてもしご説明ができればしてほしい。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 企業団の、給水料金の体系は、基本料金と使用料金とに分かれております。基本料金につきましては、構成市であります上越市及び妙高市の月間基本受水量が決まっております。それに対しまして、1 m^3 あたり 39 円の給水料金が適用されるわけです。それで、もう一方の使用料金につきましては、やはり同じように4月から9月までは、月間基本受水量の100分の65が責任水量となっております、同じように10月から翌年3月までは月間基本受水量の100分の80が責任水量となっております。従いまして、年間通しまして、ほぼ一定の給水量というのが各構成市への給水量となっております。

3番（小関信夫議員） 上越市も妙高市も給水量が決まっているのは理解していますが、今の経済状況の中で、財布が一つな訳ですから、水道局に聞けば良いかもしれませんが、細かな内容がわからなければいいのですが、法人市民税が7億もいるわけですから、企業もいろいろな状況なわけですね、それだけの水を使うのかということなのです。私の聞きたいのは、企業団に聞くのは無理かもしれませんが、それが妙高市だろうが上越市だろうが、この水道局の方に責任水量が入るわけですね。そ

これから出て行く水が、どういう状況になるかというのが、担当が違うからどうか分からないが、もしわかったら説明していただきたい。

山岸行則議長 上越市の問題ですので、上越市と妙高市と企業団の契約が、このように決まっているのだから、上越市に聞いてもらうしかないです。

1 番（中川幹太議員） 前回の議会で聞かなかったと思うのですが、その前の控え室でお聞きしたことだったと思いますが、宮野尾の廃棄物処分場の関係で、仮にそこに廃棄物処分場が出来た場合に、正善寺ダムの方が標高から言うと低くなるが、水道企業団の立場から言うと、地下水源や地形・地質の関係で確実に、例えば有害金属ですとかそういったものが流入しないように担保を取っておく、あるいは情報を得ておく必要があるのではないのでしょうかということをお聞きしたと思うのですが、そのことについて何か進展ございましたでしょうか。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 只今のご質問は、宮野尾地内で計画をされております最終処分場の件でございます。今、計画地のところを見ますと、正善寺ダムの集水域から 700m ほど離れていて、そして 700m 離れた尾根の北側に計画地が位置されているということで、構造の方は私どもも聞いておりますが、地盤改良して水が浸透しないように措置をしており、二重の遮水シートをひいている——その部分が損傷してもその箇所がわかるような構造である、また観測井を設けて水質検査を行っていくようなことを聞いております。

構造的に問題ないと思っておりますが、これが環境影響評価を受ける中で、私どもとしても構造がそのようになっているかどうか水質的に浸透する構造でないのかどうかといったところは、私どもでチェックをさせていただきたいと考えております。また、浸透した場合のご質問がございましたが、一般的に水道としての水源は、表流水の他にダム水、湧き水、その他地下水という水源がございます。そういう中で、我々としては劇物・毒物という緊急的な被害を受ける可能性もありますので、日常点検を行っておりますし、また、毎日点検する水質の項目もございます。その他、緊急的なものにつきましては、浄水場の中にダム水の原水を引き込みまして、魚をたくさん飼いまして、バイオアッセイと言いますが、その異常行動によって、劇物・毒物を判断するというような——場合によっては流入を止めるといったものがマニュアルで定められておりまして、そういう監視を行っていること

ろであります。通常の地下水の場合には、そういう異常な物質が急激に入ってくるということではなくて、徐々に上昇する傾向がありますので、それによって浄水場で処理できないものにつきましては、ほかの浄水処理を増設するなりということが現実的には考えられると思います。そのような対応を私どもとしては常時とっているところでございます。

1 番（中川幹太議員） 廃棄物処分場の、構造そのものの安全性とかそういったものというのは、環境関係の担当課の方からも私も聞いておりますし、要するにきちんと企業団として責任が取れるリスクマネジメントとして、そこが示している以上のものが必要なのではないかとということ、皆さんでシミュレーションして、その情報を得ているかどうかということなのです。地質とか——尾根が違うというのは私もよく知っておりますが、実質的に上越市と一体であるのかもしれませんが、責任の範囲で、要するに私が前回お聞きした時から、新たな情報を得るとか、ご自分達で調べるとかをおやりにならないで、現状を担当課の方で示されている資料で、それでオーケーですという判断をなさっているということなのですね。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 正直申しまして、以前担当課の方からいただいた資料を元に検討している状況であります。それ以上私どもとしては、突っ込んで詳細なところまでは検討しておりません。ただ、私どものスタンスとしましては浄水場等のダム水に影響がないかどうかということにつきましては、環境影響評価を受ける前に、私どもとしても、そういう構造が確かに影響ないものなのかどうか、そういう監視状態——水質を測る監視をどのようにしているのかといったことは厳重に注意しなければならぬと思っています。

2 番（草間敏幸議員） はい。

山岸行則議長 草間議員。

2 番（草間敏幸議員） 説明資料の 8 ページで、図 1 なのですが、流域概略をご欄いただければわかるかと思いますが、柿崎川ダムの上流部に採石場があるわけですけども、その採石場の排水について説明資料の中に全く触れていないですけども、どのように考えておられるのか伺います。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 只今のご質問は、上流側に採石場があるが、その水質についてどのように考えているかというご質問かと思えます。この採石場につきましては水源保護条例の適用前に設置がされた施設でございますが、条例の適用は受けないわけでありましたが、私どもといたしましては日常の巡視点検ではあります、排水状況の監視をしております。またここに関連はしますけれども、窒素、リンにつきましても頻繁に点検をしておりますし、また水質につきましては 50 数項目ほどになりますけれども、定期的にチェックをしております。その中で異常なものがあれば市の関係の方と連絡をとって必要な措置が取れるものというふうに考えております。

また、ここは公害防止条例に定める協定を結んでいるというふうに聞いておりますので、担当部局との必要な措置が図れるものというふうに考えておりますし、今申しました巡視点検の中で異常なものが出来れば連携を取りたいというふうに考えております

2 番（草間敏幸議員） それでは、今のところ目視と、通常の水質検査で間に合うということでしょうか。

斉藤重昭事務局長 はい。

7 番（樋口良子議員） はい。

山岸行則議長 樋口議員。

7 番（樋口良子議員） 資料の 4 ページの収支見通しのところですが、更新——送水管などの耐用年数の関係の更新計画について書いてありますけれども、その財源を満たすためにはいろいろ工夫しなければいけないということなのですが、それはそれで理解できますが、1 リットルあたり 50 円アップになるということで、向こう 3 年間は今のままでいきたいとおっしゃっていますけれども、そういうふうになりますと、上越市と妙高市の水道料金に跳ね上がって影響すると思いますけれども。市民生活にとって非常に今経済状況が大変な中で向こう 3 年は皆さん方が我慢してくだされば両市の水道料金に跳ね返らないということでしょうか。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 日本水道協会ですら定めております水道料金算定要領に従って原価計算いたしますと、今申し上げましたように50円アップという結果が出ます。しかし、4ページの収支見通しを見ていただきますと、資金不足というのは後半の方に出てまいります。

といったところで見ますとこのあたりで資金不足が生じてくるということございまして、今まだ、その更新まで期間がありますので、そのまま今の料金でいきたいというふうに考えておりますが、3年に一回ずつ原価計算しますのでそのときにまたチェックをさせてもらいたいと思っております。そのチェックをしながらですが、できるだけ長く現行料金でいきたいと考えております。

7番（樋口良子議員） 1リットルあたり50円ということになると、私の家庭で考えると毎月1000リットルくらいですが、どのくらいアップになるかわからないが、とにかくおっしゃることはわかりますけれども、なかなか値上げってということは、市民の理解が得られにくいと思うので、そこら辺をご努力していただきたいというふうにしか言えないのですけれども、お願いいたします。

山岸行則議長 しばらく料金は上げませんと言っています。

7番（樋口良子議員） はい。わかりました。3年後の見直しのあたりでまたお聞きすればいいですね。それから、新年度予算にありますけれども、暖冬で雪が少ないですが、水不足という不安はないのでしょうか。それ1点だけお願いします。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 議員言われるとおり、雪の方は昨年に比べて非常に少ないです。ダム湖を見ましても、現在は平年並みかそれ以上にダムに水が流入しております。それは、雪が解けて入ってきているものでございまして、それで今、両ダムともオーバーしている状況です。従いまして、雪がこのままいきますと、例年より早く解けてしまって、春先から流入の方が少し心配な状況もございまして。そういうことでもありますので、構成市の方には、早め早めの対応を取らせていただきたい。連

携をして湧水対策の必要がないようなそういう打ち合わせをしていきたいと考えております。今のところ、順調に入ってきておりますけれども、あとは天気まかせというところもありますので、十分に注視していきたいと思っております。

7番（樋口良子議員） はい。よろしく願いいたします。

9番（水野文雄議員） はい。

山岸行則議長 水野議員。

9番（水野文雄議員） 9番の水野ですけれども、2点について簡単をお願いいたします。

1点目は、説明資料の7ページにあります、ダム水源林森林整備事業の関係であります。昨年実施したところを視察させていただいて、非常にすばらしいというふうに感じたのですが、それに併せて昨年の8月の議会でも、こういうふうな整備をもっとやっぱり積極的に進めてほしいという要望的なものを申し上げたつもりなのですが、それと併せて昨年の暮れから緊急経済対策、雇用にも関係するのですが、そういったことが大いに必要性や対策が求められているのですが、非常にそれにつながる整備事業だと思うのですよね。ましてや今冬のように降雪がますます少なくなる可能性を考えると、もっと整備の重要性がますます高まると思うし、今の緊急雇用につながると思うのですよね。そんな中でこの予算編成に関係する中で、もっと積極的に取り組むべきではないのかという検討はなされたものでしょうか。その辺いかかですか。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 7ページの整備計画でございますが、左下に整備計画の表がございます。

正善寺ダムと柿崎川ダムを合わせまして、92haの整備を今行っているわけですが、20haずつ毎年整備を行っております。この作業といたしましては、地権者を調べまして、持ち主の同意を得ることが非常に困難な状況になっておりまして、そこを何回も折衝しながら、10年間無償でお借りするという条件がございます。そういったところから、20haというのは、今のところ精一杯な数字でございます。20haというのは、私どもとしては結構多いと認識をしておりますが、これによりまして地元の森林組合等の雇用も生まれているものだと思っております。

9 番（水野文雄議員） はい。

山岸行則議長 水野議員。

9 番（水野文雄議員） 正善寺ダムの場合集水面積 630ha ですか。やっぱり相当な面積があるわけですね。そういったことを考えますと、もちろん時間はかかるという意味では、当初予算に間に合わなくてもいいですが、もっと私は大いに力を入れるべきだと思うのです。やはり 1 年早く進むことはですね、その先へいくと相当な効果となって現れると思うのですよね。そんな意味でこれは要望であります。今後是非もうちょっと地権者も含めてですね、必要可能な面積がどのくらいあるのかという調査も含めてもうちょっと具体的に速やかに取り組んでほしいことを要望しておきます。

それと 2 点目は要望なのですが、先ほど他の委員の発言の中で正善寺ダムの上流に産業廃棄物の処分場が建設されつつあると……。私も勉強不足でちょっと……。予定ですね。

山岸行則議長 上流ではありません。

1 番（中川幹太議員） 上流ではない。

9 番（水野文雄議員） もちろんそうなのですが、正式に企業団に申し入れというか、調査資料というものが出ているのですか。出ていないのですか。

斉藤重昭事務局長 はい。

山岸行則議長 斉藤事務局長。

斉藤重昭事務局長 正直申しますと私どもの方から資料を求めていったという経過でございます。ただ 700m 離れているということからなのかなというふうに私どもは思っているわけですが、上越市の水源保護条例でも水源保護地域は当初集水区域で設定されておりまして、その後周縁部という考え方が出てきておりますが、いわばバッファゾーンというエリアの考え方がございまして、集水域の反対側のところ 200m の範囲のバッファゾーンという考え方から申しますと、それから 500m 以上離れているという現状から影響はないのではという担当の方の判断があると思います。私どもとしてはこちらから資料を求めていったというところでありませぬ。

9 番（水野文雄議員） はい。

山岸行則議長 水野議員。

9 番（水野文雄議員） 今日の議案ではありませんので、質疑ではなくて、是非その関係の資料を後でいいのですがいただきたいと思います。これを要望といたします。

山岸行則議長 他にありますか。ありませんね。

〔「なし」の声あり〕

山岸行則議長 それでは以上で質疑を終結いたします。討論はございませんね。

〔「なし」の声あり〕

山岸行則議長 では直ちに議題を採決いたします。まず議案第 2 号平成 20 年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計補正予算を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第 1 号平成 21 年度上越地域水道用水供給企業団用水供給事業会計予算を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

山岸行則議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。これにて、平成 21 年第 1 回上越地域水道用水供給企業団議会定例会を閉会いたします。ごくろうさまでございました。

午後 4 時 48 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 1 年 2 月 2 5 日

上越地域水道用水供給企業団議会議長 山 岸 行 則

上越地域水道用水供給企業団議会議員 草 間 敏 幸

上越地域水道用水供給企業団議会議員 林 辰 雄